債権者集会招集

平成２１年（フ）第１９２号
長崎県佐世保市卸本町28番１号
破産者　株式会社東朋自動車
１　期日　平成24年３月23日午前10時30分
２　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成24年２月21日
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第４８号
北海道北見市北三条西２丁目16番地
破産者　株式会社福村書店
１　期日　平成24年４月18日午前11時30分
２　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成24年２月16日
釧路地方裁判所北見支部破産係

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２３年（フ）第４４号
山口県長門市三隅下2715番地１
破産者　南野商店こと　南野　千里
異議申述期間　平成24年３月26日まで
平成24年２月22日　　山口地方裁判所萩支部

特別清算協定認可

平成２３年（ヒ）第２０３２号
東京都千代田区丸の内１丁目７番12号サピアタワー14階
清算株式会社　株式会社宮津製作所
代表清算人　宮村　哲人
１　決定年月日　平成24年２月21日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　清算株式会社の資産及び負債の状況
１　貸借対照表及び財産目録
清算株式会社は、特別清算の開始決定以降、必要な資産の換価及び一般取引債務等の弁済を進め、これを完了した。
平成24年１月20日現在における、清算株式会社の資産及び負債の状況は、別紙１－１「清算財産目録（平成24年１月20日現在）」に記載のとおりである。
２　協定債権者
協定債権者及びその債権額も、別紙１－１「清算財産目録（平成24年１月20日現在）」に記載のとおりである。
第２　株式会社企業再生支援機構手続における事業再生計画
株式会社企業再生支援機構手続における事業再生計画（以下「本件事業再生計画」という。）において、協定債権者からの金融支援、及び協定債権者への弁済については、以下のように記載されている。
１　金融支援依頼の対象となる債権
金融支援依頼の対象となる債権（以下「対象債権」という。）は、協定債権者が、平成22年９月17日現在において清算株式会社に対して有する全ての金銭債権。
２　金融支援の額及び方法
下記①ないし③の弁済が終了した後の残余の対象債権にかかる債権放棄。
①　事業譲渡対象資産により保全される債権
株式会社富士テクニカ（現：株式会社富士テクニカ宮津）に対する事業譲渡（以下「本件事業譲渡」という。）の実行時に、本件事業譲渡にかかる代金を原資として、当該資産の評価額を基礎として算定された各債権の保全額を、当該資産に設定された担保権の抹消と引換えに弁済する。
平成22年12月16日に弁済済みである。
②　事業譲渡対象資産以外の資産により保全される債権
当該資産の売却時に、その売却代金を原資として、当該資産の当該売却代金を基礎として確定した各債権の保全額を、当該資産に設定された担保権の抹消と引換えに弁済する。
平成23年３月30日の本特別清算事件の申立てまでに弁済済みである。
③　非保全債権（上記①及び②以外の債権）
清算株式会社において、清算手続費用、構造改革費用（本件事業譲渡に伴い従業員に対して支払う一時金及び再就職支援サービスに要する費用等その他本事業再生計画を遂行する上で必要となる一切の費用）及び一般取引債務への弁済金等の対象債権以外の債務（以下総称して「一般取引債務等」という。）を支払った後の残額を原資として、特別清算手続において、非保全債権残高プロラタにて弁済する。
別紙１－１「清算財産目録（平成24年１月20日現在）」に記載の「預け金」750,970,752円から、「未払法人税等」1,027,280円及び「未払消費税等」5,667,993円、並びに特別清算終結までの費用391,504円の合計7,086,777円を控除した743,883,975円が、上記の残額となる。
なお、ここにいう非保全債権残高は、元本残高のみを意味し、対象債権を元本とする未払の利息及び遅延損害金の額は含まない。これらは全額が債権放棄の対象となることを前提に、別紙１－１「清算財産目録（平成24年１月20日現在）」にも元本残高のみを表示してある。
第３　協定債権者の権利の変更等
本件事業再生計画に従って、次のとおりの権利の変更等を行う。
１　権利の変更の一般的基準
⑴　権利の変更
①　利息及び遅延損害金債権
本協定の認可決定が確定した日に、その全額につき免除を受ける。
②　元本
本協定の認可決定が確定した日に、その89.50％に相当する額の免除を受ける。
⑵　弁済方法
本協定の認可決定が確定した日の属する月の最終営業日（平成24年３月31日を予定する。）限り、免除後の残額につき弁済を行う。
２　個別条項
⑴　権利の変更
協定債権の変更前の権利内容は別紙３－２「協定債権弁済表」中の「協定債権額」欄記載のとおりであり、本協定の認可決定が確定した日に同「免除額」欄記載の額につき免除を受ける。変更後の権利内容は同「弁済額」欄記載のとおりである。
⑵　弁済方法
免除後の残額については、別紙３－２「協定債権弁済表」中の「弁済方法」欄記載のとおり弁済する。
３　弁済等に関するその他の事項
⑴　端数の処理
免除額に１円未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てる。
⑵　弁済場所、費用等
弁済は、協定債権者が指定する金融機関の口座に振り込む方法により支払う。振込費用は清算株式会社の負担とする。口座を指定しない協定債権者に対する弁済は、清算株式会社所在地において行う。
⑶　清算条項
清算株式会社及び協定債権者は、本協定案に定めるもののほか、他に互いに何らの債権債務を有しないことを相互に確認する。
⑷　新たに財産が発見された場合の処理
平成24年１月21日以降、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これをすみやかに換価し、協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を別紙３－２「協定債権弁済表」中の「協定債権額」欄記載の額の割合に応じて弁済する。この場合、協定債権者が、第３の１及び２の規定に基づき行った債務の免除は、新たになされた弁済の限度で効力を失うものとする。
（別紙省略）
以上
東京地方裁判所民事第８部

再生手続終結

平成２０年（再）第９号
千葉県木更津市桜井571番地
再生債務者　興和建設株式会社
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画認可決定確定後３年経過
平成24年２月21日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成１９年（再）第５号
徳島県吉野川市鴨島町中島495番地５
再生債務者　井上　正仁
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年を経過した。
平成24年２月20日　　徳島地方裁判所民事部